

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、第1の事業に関する手続きについてはセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 2 「高機能急速充電設備」とは、蓄電機能や契約電力に応じた充電電流制御機能等の充電設備の運用にかかる費用の低減に資する機能、課金機能又はV2H機能を備えた急速充電器をいう。
- 3 「高機能普通充電設備」とは、蓄電機能や契約電力に応じた充電電流制御機能等の充電設備の運用にかかる費用の低減に資する機能、課金機能又はV2H機能を備えた普通充電器をいう。
- 4 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。
- 5 「特別な仕様に基づく工事」とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。
- 6 クレジット契約等とは、割賦販売法第35条の3の23の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けた法人（以下「クレジット会社」という。）の扱う個別クレジット契約であって、債務が完済されるまでクレジット会社が目的物の所有権を留保するものをいう（ただし、支払期間が2年を超えないものに限る。）。

(補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、高温地又は寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第四号までに定める金額及びその仕様差を考慮しつつ、第1の事業においては333万円、第2の事業、第3の事業及び第4の事業においては250万円を超えない範囲でセンターが個別に判断する。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金上限額を以下に示す。

一 高機能急速充電器

第1の事業	333万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	250万円

二 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備

第1の事業	233万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	175万円

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| 三 | 定格出力が30キロワット以上かつ50キロワット未満の急速充電設備 | |
| | 第1の事業 | 166万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 125万円 |
| 四 | 定格出力が10キロワット以上かつ30キロワット未満の急速充電設備 | |
| | 第1の事業 | 133万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 100万円 |
| 五 | 高機能普通充電設備 | |
| | 第1の事業 | 53万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 40万円 |
| 六 | 普通充電設備 | |
| | 第1の事業 | 26万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 20万円 |
- 2 交付規程第5条第1項に規定により充電設備の仕様（以下「銘柄」という。）及び設置工事の詳細項目ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

- 第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成27年2月27（金）とする。
- 2 交付規程別表4に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2のとおりとする。
- 3 共同申請を行う場合にあっては、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
- 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを代表して行う代表者を定めること。
 - 二 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 三 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はその返納額の全額を連帯して返納すること。
- 4 前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 全ての共同申請者の印鑑登録証明書（発行から三ヶ月以内のもの、写し。）
 - 二 共同申請者が法人にあっては登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から三ヶ月以内のもの。）
 - 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の理事長が選任されたことを証する書類の写し
- 5 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターが定める様式による「特別な仕様に基づく工事」申請事由書を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第5条 補助金交付額は、充電設備機器費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

2 充電設備機器費については、充電設備にかかる本体価格に補助率を乗じた額（1万円未満の額は切り捨て。）と、別表1に定める当該充電設備と同一の銘柄の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第7条第1項の規定による交付決定通知書の記載内容に対して、交付規程第12条第1項の規程による実績報告書に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

3 設置工事費については、交付規程別表1に定める補助対象経費の内訳の項目毎に補助対象経費を集計したものに交付規程別表1に定める補助率を乗じた額（1円未満の額は切り捨て。）と、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額のいずれか低い方の額をそれぞれ算出し、それらを合計した額（1万円未満の額は切り捨て。）と、交付規程別表2に定める補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、交付規程別表1に定める補助対象経費の内訳の項目毎に補助対象経費を集計したものに交付規程別表1に定める補助率を乗じた額（1円未満の額は切り捨て。）が、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額を上回る場合でセンターが特に認めるものについては、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額を上回ることができる。ただし、補助金交付額は交付規程別表2に定める補助金交付上限額を超えることはできない。

5 申請者は、前項に該当するものとして申請をしようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターが定める様式による「工事項目ごとの補助上限額超過を含む工事」の申請を、センターに提出しなければならない。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表3に定める。

(交付の決定等)

第7条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり国が認めた計画又はこれに準じたものに基づき、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 センターは、交付規程第7条第2項の修正、同条第3項の条件、第9条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 センターは、交付規程第9条の計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(実績報告書等)

第9条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は、第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成27年10月30日(金)とし、第3の事業については平成29年4月28日(木)までとする。

- 2 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表4のとおりとする。
- 3 申請者は、申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
- 4 申請者がクレジット契約等を利用する場合は、申請者は、補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、センターが定める様式によるクレジット契約等補助金充当報告書に補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類を添付してセンターに提出しなくてはならない。また、クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、センターが定める様式によるクレジット契約等完済報告書に支払が完了したことを証する書類を添付してセンターに提出しなくてはならない。

(取得財産の管理等)

第10条 交付規程第16条第3項に規定する次世代自動車充電インフラ整備促進事業管理規程を別表5に定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第4項及び第6項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合
 - 二 その他センターが特に認める場合

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、次世代自動車の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

- 2 設備設置に係る申請者は、やむを得ない場合を除き、前項の調査及び一般への提供等について、センターに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第13条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするに当たり、申請が多い場合には、公募期間を短縮し、先着順で実施する。公募期間の短縮及び先着順位の設定方法については次の各号のとおりとする。

- 一 公募途中において補助金申請額の累計が予算額を超えると予想される場合は、補助金予算残額が50億円に到達した時点でセンターのホームページ上で予告を行う。ただし、公募残日数を考慮し予告の是非判断は、経済産業省及びGIOの指導のもとセンターが行う。
- 二 公募期間内に補助金申請額が予算額を超えた場合は、消印により先着順位を設定し、予算額を越えた時点で終了とする。消印の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

(審査委員会)

第14条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、ビジョンの承認、特別な仕様に基づく工事の承認及びその他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第15条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式28までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成25年3月19日）から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成25年10月2日から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成26年1月21日から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成26年4月11日から適用する。

(別表 1-1) 充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額

急速充電設備 (平成25年4月2日現在)

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
高岳製作所	HFR1-50B4	50kW以上	900	1,200	1,800,000
	HFR1-50B3		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-40B3	30以上50kW未満	1,000	1,330	2,000,000
	HFR1-40B4		850	1,130	1,700,000
	HFR1-30B3		950	1,260	1,900,000
	HFR1-30B4	800	1,060	1,600,000	
	HFR1-20B4S	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000
	HFR1-20B4T		750	1,000	1,500,000
	HFR1-10B4S		700	930	1,400,000
	HFR1-10B4T		700	930	1,400,000
ハセテック	LJ06-3P3W	50kW以上	900	1,200	1,800,000
	LJ06-3P3W40	30以上50kW未満	850	1,130	1,700,000
	LJ03-3P3W	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000
高砂製作所	TQVC500M3	50kW以上	900	1,200	1,800,000
	TQVC440M3	30以上50kW未満	900	1,200	1,800,000
	TQVC200M3	10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000
九電テクノシステムズ	KRCS-50W-1	高機能	2,500	3,330	5,450,000
	KRCS-50-1		1,990	2,650	3,980,000
	KRCS-50-2		1,810	2,420	3,630,000
	KRC0-50-1	50kW以上	1,200	1,600	2,400,000
日産自動車	NSQC-44-A-1	30以上50kW未満	700	930	1,400,000
	NSQC-44-B-1		820	1,100	1,650,000
	NSQC-44-C-1		730	980	1,470,000
	NSQC442B		380	500	760,000
	NSQC442C		450	600	900,000
	NSQC442BS		530	700	1,060,000
	NSQC442CS		600	800	1,200,000
富士電機	FRCH50B-2-01	50kW以上	1,060	1,410	2,120,000
	FRCH44B-2-01	30以上50kW未満	950	1,260	1,900,000
	FRCH39B-2-01		950	1,260	1,900,000
	FRCM25C	10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000

ニチコン	NQC-A501	50kW以上	1,500	2,000	3,000,000
	NQC-A502		1,100	1,460	2,200,000
	NQC-A301	30以上50kW未満	1,200	1,600	2,400,000
	NQC-A301S		1,250	1,660	2,800,000
	NQC-A302		1,000	1,330	2,000,000
	NQC-A202	10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000
	NQC-A102		700	930	1,400,000
GSユアサ	EVC-50KA	50kW以上	1,600	2,130	3,200,000
	EVC-30KA	30以上50kW未満	1,250	1,660	2,600,000
	EVC-R-30KA		950	1,260	1,900,000
	EVC-20KA	10以上30kW未満	1,000	1,330	2,200,000
	EVC-20KD		1,000	1,330	3,400,000
	EVC-R-20KA		900	1,200	1,800,000
	EVC-R-20KD		1,000	1,330	3,100,000
菊水電子工業	Milla-E50	50kW以上	1,000	1,330	2,000,000
	Milla-E40	30以上50kW未満	950	1,260	1,900,000
	Milla-E20	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000
日鉄エレクト ス	EV-50	50kW以上	1,750	2,330	3,500,000
	EV-30	30以上50kW未満	1,250	1,660	3,400,000
	EV-15	10以上30kW未満	1,000	1,330	2,500,000
安川電機	CEBT-S1AA2050EAA	50kW以上	1,750	2,330	3,600,000
	CEBT-W1AA2050EAA		1,750	2,330	4,900,000
	CEBT-S1AA2050EUA		1,750	2,330	3,860,000
	CEBT-W1AA2050EUA		1,750	2,330	5,200,000
NTTファシリ ティーズ	FSQC-50-1-S	高機能	1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-50-1-NW-U		1,500	2,000	3,000,000
	FSQC-50-1-NW-D		1,500	2,000	3,000,000
	FSQC-40-1-S		1,050	1,400	2,100,000
	FSQC-40-1-NW-U		1,350	1,800	2,700,000
	FSQC-40-1-NW-D		1,350	1,800	2,700,000
	FSQC-30-1-S		950	1,260	1,900,000
	FSQC-30-1-NW-U		1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-30-1-NW-D		1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-20-1-S		800	1,060	1,600,000
	FSQC-20-1-NW-U		1,100	1,460	2,200,000
	FSQC-20-1-NW-D		1,100	1,460	2,200,000
JFEエンジニ	RAPIDAS-R	高機能	2,450	3,260	4,900,000

アリング						
日立製作所	HI-QC001-CN44	高機能	2,470	3,300	4,950,000	
	HI-QC001-CN43		2,150	2,860	4,300,000	
	HI-QC001-CN42		1,720	2,300	3,450,000	
	HI-QC001-CN41		1,200	1,600	2,400,000	
	HI-QC101-CN42		2,120	2,830	4,250,000	
	HI-QC101-CN41		1,550	2,060	3,100,000	
	HI-QC301-CN41		1,800	2,400	3,600,000	
	HI-QC302-CN41		2,050	2,730	4,100,000	
	HI-QC002-CN42		2,000	2,660	4,000,000	
	HI-QC002-CN41		1,450	1,930	2,900,000	
	HI-QC001-CN33		1,920	2,560	3,850,000	
	HI-QC001-CN32		1,500	2,000	3,000,000	
	HI-QC001-CN31		970	1,300	1,950,000	
	HI-QC101-CN32		1,900	2,530	3,800,000	
	HI-QC101-CN31		1,320	1,760	2,650,000	
	HI-QC301-CN31		1,570	2,100	3,150,000	
	HI-QC302-CN31		1,820	2,430	3,650,000	
	HI-QC002-CN32		1,770	2,360	3,550,000	
	HI-QC002-CN31		1,220	1,630	2,450,000	
	日本電気		NQVC500M3	50kW以上	1,250	1,660
NQVC440M3		30以上50kW未満	1,250	1,660	2,500,000	
デルタ電子	DCO-503A3A	50 kW以上	1,250	1,660	2,500,000	
	DCO-463A3A		30以上50kW未満	1,250	1,660	2,500,000
	DCO-303A3A		970	1,300	1,950,000	
エネゲート	ECOQ-Q500	高機能	2,000	2,660	4,000,000	
	ECOQ-Q440		1,750	2,330	3,500,000	
	ECOQ-Q200		1,500	2,000	3,000,000	
日本リライア ンス	EVQC-5250S	50kW以上	1,750	2,330	5,300,000	
	EVQC-5250		1,500	2,000	3,000,000	
	EVQC-7250		1,250	1,660	2,500,000	
	EVQC-7240	30以上50kW未満	1,150	1,530	2,300,000	
	EVQC-5225S	10以上30kW未満	1,000	1,330	4,800,000	
	EVQC-5225		1,000	1,330	2,700,000	
	EVQC-7225		1,000	1,330	2,200,000	
新電元	SDQC-50-S	高機能	1,220	1,630	2,450,000	
	SDQC-50-U		1,520	2,030	3,050,000	

	SDQC-30-S		970	1,300	1,950,000
	SDQC-30-U		1,270	1,660	2,550,000
	SDQC-20-S		850	1,130	1,700,000
	SDQC-20-U		1,150	1,530	2,300,000
シンフォニア	IEC-120-1A	30以上50kW未満	1,150	1,530	2,300,000
テクノロジー	IEC-120-2A		1,250	1,660	2,800,000

普通充電設備 (平成25年4月2日現在)

メーカー名	型式	区分	補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
豊田自動織機	EVC1	普通充電設備	200	260	440,000
	EVC1-IC	高機能普通充電設備	300	400	600,000
トヨタメディア アサービス	TM-GSEV2A0081	高機能普通充電設備	160	210	320,000
	TM-GSEV2A1081		180	250	378,000
	TM-GSEV2B0081		240	320	488,000
	TM-GSEV2B1081		270	360	548,000
三英社製作所	NJ017	普通充電設備	200	260	480,000
	NJ016		190	250	380,000
内外電機	EVCSP-1K1	高機能普通充電設備	190	260	390,000
	EVCSP-1K2		340	450	680,000
	EVCSP-1KE1	普通充電設備	120	160	250,000
	EVCSP-1KE2		200	260	450,000
	EVCSP-RC1		70	90	145,000
クリエイト・ プロ	W90998-039	普通充電設備	160	220	336,000
トキコテクノ	ENT-TTA2	高機能普通充電設備	300	400	600,000
日立電線	ENT-HCA	普通充電設備	140	180	280,000
パナソニック	DNE3000	普通充電設備	150	200	300,000
	DNE3300		200	260	450,000
日立アイイー システム	IE-EVMEC02	高機能普通充電設備	300	400	600,000
	IE-EVMEC04		400	530	1,000,000
	IE-EVMEC02-IC		350	460	700,000
	IE-EVMEC04-IC		400	530	1,200,000
トヨタホーム	EVHJ	普通充電設備	130	170	260,000
	EVH1-H		60	80	120,000
パナソニック システムネッ トワークス (社名変更:旧 パナソニック SSインフラシ ステム)	AF-XC300N	高機能普通充電設備	210	290	438,000
	AF-XC300W		330	440	660,000
	AF-XC330N		360	480	725,000
	AF-XC330R		400	530	875,000
	AF-XC330C		400	530	875,000
	AF-XC330W		400	530	915,000
アイエムティ	NC200-NK	普通充電設備	200	260	600,000

日本電気	H01-S/C	高機能普通充電設備	390	530	798,000
	H01-S	普通充電設備	150	200	300,000
富士オートメーション	SC-P01	高機能普通充電設備	300	400	600,000
	SC-C01	普通充電設備	200	260	500,000
ニチコン	ZHTP1580R	高機能普通充電設備	240	320	480,000
新電元	PM-CS01-S	高機能普通充電設備	220	290	440,000
福西電機	FDS-COIN1R	高機能普通充電設備	390	530	795,000
	FDS-COIN1		360	480	720,000
	FDS-COIN2R		400	530	1,075,000
	FDS-COIN2		400	530	1,000,000
	FDA-CREDIT1		400	530	1,000,000
	FDA-CREDIT2		400	530	1,150,000
	FDK-FEL1		400	530	840,000
	FDK-FEL2		400	530	1,000,000
	FDK-FEL1W		400	530	880,000
	FDK-FEL2W		400	530	1,040,000
松井電器	EEL-001Mode3	高機能普通充電設備	400	530	1,500,000
日東工業	EVP-1GT	普通充電設備	70	100	150,000

(別表1-2) 設置工事の詳細項目毎の補助金交付上限額

(単位：円)

事業の種類		第1の事業 (補助率2/3)			第2の事業及び第3の事業 (補助率1/2)		
		急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)	急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)
工事区分 ^(注1)							
工事項目ごとの 補助上限額	①高圧受変電設備	1,330,000	1,330,000	14,000,000	1,000,000	1,000,000	10,500,000
	②電気配線	1,660,000	1,000,000	6,200,000	1,250,000	750,000	4,650,000
	③電力供給対応	800,000	適用外	800,000	600,000	適用外	600,000
	④充電器本体据付	400,000	130,000	400,000	300,000	100,000	300,000
	⑤充電スペース整備	1,330,000	1,330,000	1,660,000	1,000,000	1,000,000	1,250,000
	⑥付帯設備	2,230,000	2,230,000	2,830,000	1,670,000	1,670,000	2,120,000
	⑦その他工事に係る費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
工事区分に応じた補助上限額		7,630,000	6,690,000	25,430,000	5,720,000	5,020,000	19,070,000

注1：一つの工事において、急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合は、急速充電設備設置工事の上限額を適用する。

注2：特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

注3：「実施細則」別表1-2で示す「工事項目」のいずれかが補助上限額を超える場合は、センターが定める様式を用い「工事項目ごとの補助上限額超過を含む工事」の承認申請を行うことができる。

(別表2) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの</p> <p>① 補助金申請をマンション組合が業者に委託する場合はその委任状</p> <p>② 第3の事業の申請にあつては充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類</p> <p>③ その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>

(別表3) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>補助金の申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p> <p>（1）申請者自身</p> <p>（2）100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く）</p>	
2. 利益等排除の方法	
（1）申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表4) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの
1. 充電設備設置代金の支払証憑(充電器の本体価格が記載されているもの)
2. 充電設備設置関連工事代金の支払証憑
3. 充電設備の設置完了を証する書類
4. 充電設備設置関連工事の完了を証する書類
5. 充電設備がリースの場合にあっては、次の書類
・リース契約書
・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面
6. 支払がクレジット契約等による場合にあっては、次の書類
・クレジット契約等の契約書のコピー
・個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書
7. その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表5) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金管理規程

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金管理規程
1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
4. 急速充電設備については他の法令を順守し継続的に管理されなければならない。
5. 第3項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。(注)

6. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
7. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
8. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
9. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否することができる。
- (注) 期間は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第18条第2項に基づく次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則別表6に定められた期間とする。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

第1の事業、第2の事業、第3の事業 充電設備	8年
第4の事業 充電設備（取得価格が50万円以上のもの）	

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に準じて作成。